

議案第 53 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 8 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第12号

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について

甲賀市文化芸術振興条例（令和6年12月27日甲賀市条例第34号）第11条第5項の規定に基づき、甲賀市文化のまちづくり審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年7月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

(任期:令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
13	植田 孝志	市民、公募により選出された者	

【参考資料】

甲賀市文化芸術振興条例

(甲賀市文化のまちづくり審議会の設置)

第11条 文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第37条の規定により、甲賀市文化のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者